

国道 5 号小樽花園第二電線共同溝
P F I 事業

事業者選定基準

令和 6 年 9 月

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

目次

第1	事業者選定基準の位置づけ	1
第2	事業者選定の方法	1
1.	選定方法の概要	1
2.	事業者選定の体制	1
第3	審査の手順	2
第4	第一次審査	3
1.	競争参加資格の審査	3
第5	第二次審査	3
1.	第二次審査の手順及び方法	3
(1)	事業提案審査	3
(2)	開札	3
(3)	総合評価	4
2.	事業提案の位置づけ	4
(1)	内容点項目における評価内容	4
3.	事業提案の審査方法	4
(1)	共通事項	4
(2)	要求水準審査	5
(3)	事業提案審査	5
第6	評価項目	6
1.	実施方針及び実施体制	6
2.	資金調達及び収支計画	7
3.	施設整備計画	8
4.	維持管理計画	11
5.	賃上げの実施	12
6.	ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	12

第1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省北海道開発局小樽開発建設部（以下「小樽開発建設部」という。）が落札者を決定するにあたって、最も優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1. 選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、PFIや施設の調査・設計から建設、維持管理までの専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は、参加表明書等を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出し競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

2. 事業者選定の体制

小樽開発建設部が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、各入札参加者からの提案に対する評価案を小樽開発建設部に報告し、小樽開発建設部はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

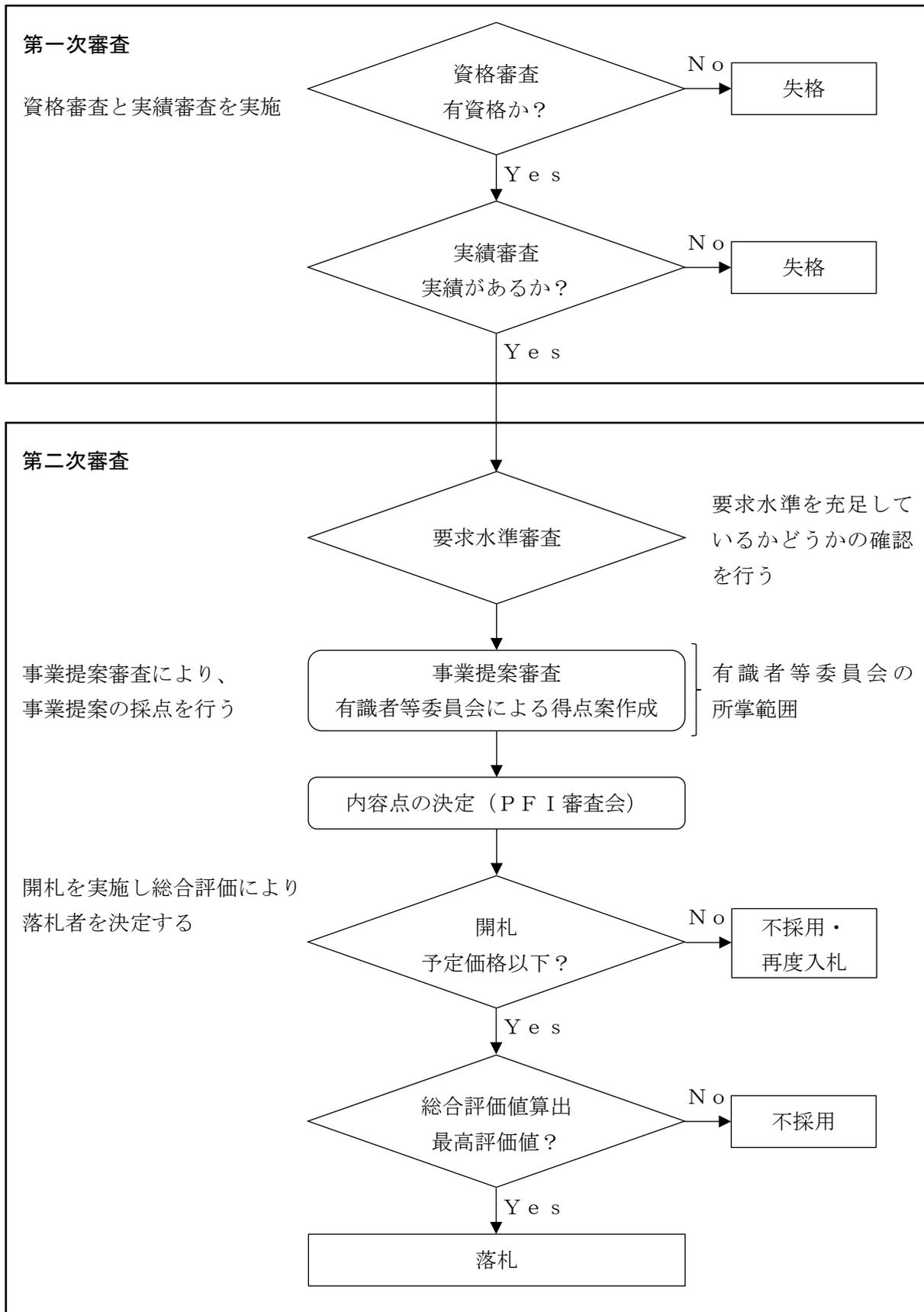
有識者等委員会

氏名	所属
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院
石田 眞二	北海道科学大学工学部
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科
高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院
富樫 正浩	公認会計士・税理士 富樫正浩事務所

(五十音順、敬称略)

第3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



第4 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う入札参加者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

1. 競争参加資格の審査

応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

1. 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 事業提案審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は欠格とし、それ以外の事業提案は適格とする。

なお、要求水準とは「要求水準書」（入札説明書 添付2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付4）に定める要求水準をいう。

② 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点とし、各内容点項目の詳細は第6 評価項目で示す。

ア 有識者等委員会における得点案作成

有識者等委員会において、第6 評価項目に示す内容点項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、小樽開発建設部に提出する。なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

イ 小樽開発建設部による審査結果の決定

小樽開発建設部は、得点案をもとに、内容点を決定する。

(2) 開札

① 入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

入札執行回数は、入札説明書10(6)による。

② 入札価格の点数化方法

入札価格の価格点については、実額での比較を行うこととし、以下の式により算定した点数とする。計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{入札価格の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \times 300 \text{ 点}$$

(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者それぞれについて、(1)の事業提案審査による提案の得点及び(2)の入札価格の価格点を算定し、評価点の合計点の最も高い者を落札者とする。なお、同点の場合には、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

② 評価内容の公表

小樽開発建設部は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に内容点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2. 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

(1) 内容点項目における評価内容

内容点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が内容点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため内容点項目における評価内容は、小樽開発建設部及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

3. 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等(以下「図面等」という。)は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないか否かを、要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、「様式集及び記載要領」（添付3）に示す。

事業提案は、小樽開発建設部が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。小樽開発建設部は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

(3) 事業提案審査

① 審査の概要

事業提案審査では、小樽開発建設部が重視する評価項目について、より優れた内容であるかどうかの審査を行う。採点基準は評価項目ごとに設定しており、また評価項目ごとに配点を行っている。

各評価項目の採点基準及び配点は第6 評価項目による。

② 評価（採点）方法

内容点項目の評価の視点毎に、各評価基準に基づき、「段階評価」を行う。ただし、賃上げの実施に関する評価及びワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価については、評価基準を満足している場合、内容点を加点する。

- 1) 評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば0点、要求水準を超え、より優れた提案がなされている場合に内容点の付与を行う。
- 2) 評価ランクについては、A、B、C、D、Eの5段階評価を基本とする。

5段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	配点×100%
B	秀でて優れている	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	わずかに優れている	配点×25%
E	優れていない	配点×0%

※「優れている」とは、「的確性」「具体性」「実現性」等を着目点として評価する。

第6 評価項目

内容点項目の評価項目は以下のとおりである。

各評価項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

事業実施体制及び技術力に関する評価

内容点項目	配点
1 実施方針及び実施体制	60
2 資金調達及び収支計画	60
3 施設整備計画	504
4 維持管理計画	40
計	664

賃上げの実施に関する評価

内容点項目	配点
5 賃上げの実施	35
計	35

ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する評価

内容点項目	配点
6 ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	1
計	1

1. 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
事業実施 方針・体制	事業を実施 する上での 目標及び重 視する点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を取り巻く社会・経済的要請に応える観点から、本事業の目的、内容を理解した適切な提案となっているか。 ・ 実施体制と契約内容が整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。 ・ 多様な事態を想定した体制が検討されているか。 ・ 事業期間全体を通して効率的な事業実施のノウハウを継承する取組として、小樽開発建設部との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。 ・ 地域との円滑な調整や迅速な対応の観点から、地域の精通性など効果的な体制が検討されているか。 	30	30	60
			(4.5)	(4.5)	(9)

リスク管理・対応	各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び各構成員・協力企業間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・ 「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付4）に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、各種リスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や小樽開発建設部の負担軽減などの効果が見込まれるか。 ・ 小樽開発建設部が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。 	30 (4.5)	30 (4.5)	
----------	----------------------	---	-------------	-------------	--

2. 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
資金調達計画	資金調達・償還計画・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資本金額が設定されているか。 ・ 提案された出資額が確実に調達できるか。 ・ 事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されているか。 	20 (3)	40 (6)	60 (9)
	事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。 ・ 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。 ・ 事業の安定的継続性が見込まれる財務・資金調達方策が講じられているか。 	20 (3)		
財務・資金管理	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けてより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 ・ 小樽開発建設部等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法の提案があるか。 	20 (3)	20 (3)	

3. 施設整備計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
調査・設計及び施工計画	施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の具体的な提案	<調査段階> <ul style="list-style-type: none"> 現況埋設物を精密に把握する方法、効率的な支障物移設設計等の施工段階の手戻りを最小化するための具体的な対応が提案されているか。 現況架空線の詳細な把握方法及び不明線が確認された場合の具体的な対応が提案されているか。 <設計段階> <ul style="list-style-type: none"> 不測の事態にも効率的に対応するための具体的な提案がされているか。 	60 (8.5)	234 (33.5)	504 (72)
	各種工事等の工程を最適化する具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> 調査設計から施工までの全体工程において、工事の遅れにつながる問題点の抽出方法とその問題点を最適化する方策が提案されているか。 各種工事の工程を最適化する施工計画が実現性の高いものとなっているか。 	60 (8.5)		
	工事における品質確保及び安全性確保並びに周辺交通への影響抑制についての方策	<ul style="list-style-type: none"> 施工時の適切な安全対策の提案がなされているか。 品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。 	60 (8.5)		
	その他の有益な工夫	<ul style="list-style-type: none"> コスト縮減が可能となる新工法及び新材料等が提案されているか。 その他 	54 (8)		

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)	
調整マネジメント	関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策	<p><事業全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行い、早期の関係機関調整や地元合意形成を図るための具体的な方策が提案されているか。 ・ また、継続的な情報共有と監理体制保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する提案がされているか。 <p><設計段階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業説明、地元・関係者機関等に対して適切に事業内容を周知するための事業説明会、支障物件等の調査と移転協議や占有者等との電線共同溝及び引込・連系管の協議等の円滑化に関して、具体的な提案がされているか。 <p><工事段階></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民に対して工事への理解を促進するために効果的な説明会の実施方法が提案されているか。 ・ 道路管理者及び所轄警察署等との関係機関調整が効率的に図られる提案がされているか。 ・ 隣接家屋・店舗等との出入口に関して、相手方との調整を適切かつ円滑に進めるための提案がされているか。 ・ 占有者等との入線・抜柱を早期に完了させるための工夫が提案されているか。 	150 (21.5)	150 (21.5)
地域や環境への配慮	施工にあたっての生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣建物関係者、周辺居住者、道路利用者、周辺都市基盤等の周辺環境への計画及び施工上の配慮がされているか。 ・ 支障物件等の移設について、周辺の生活環境等に配慮がされているか。 ・ 支障物件等の移設等において、建設副産物の発生抑制や再資源化などに配慮がされているか。 ・ エコマテリアルの採用について、配慮がされているか。 	60 (8.5)	60 (8.5)

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
周辺地域との調和、まちづくりへの貢献	良好な道路空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な歩行者空間を形成するため、道路利用者の利便性や快適性に配慮した提案がされているか。 ・ 良好な街並みを形成するため、周辺地域の景観等に配慮した提案がされているか。 	30 (4)	60 (8)	
	占有者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管の形状や地上機器の設置位置など占有者に対して、メンテナンス作業等が容易にできる計画となっているか。 			

4. 維持管理計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
点検業務・補修業務及び調整マネジメント	維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検・補修及び管理についての方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝本体の経年劣化を最小化、施設性能を維持するために具体的な点検の実施方法が提案されているか。 ・ 非常時・災害時における配慮が優れているか。 ・ 著しい損傷に対する応急措置が検討されているか。 ・ 占用業者等の管路利用における効果的な管理方策が提案されているか。 	40 (5.5)	40 (5.5)	40 (5.5)

5. 賃上げの実施

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
賃上げの実施	賃上げ実施の表明	<p>【大企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)単位において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 <p>【中小企業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和7年(暦年)において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している場合。 <p>※「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。</p>	35 (5)	35 (5)	35 (5)
	賃上げを実施しなかった企業に対する減点	<ul style="list-style-type: none"> 前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。 	-36	-36	-

6. ワーク・ライフ・バランス等推進の実施

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
ワーク・ライフ・バランス等推進の実施	ワーク・ライフ・バランス等推進の実施の表明	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げるいずれかの認定を受けていること。 ▶ 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等)※1 ▶ 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※2 ▶ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3 	1 (0)	1 (0)	1 (0)

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第 8 条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。